

## 助産所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請

年 月 日

明石市長 様

開設者住所 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

(ふりがな)  
開設者氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

電 話            -            -            (担当:            )

次のとおり建物の構造設備・平面図等を変更したいので、医療法第7条第2項の規定に基づき申請します。

1 助産所の名称 <small>ふりがな</small>			
2 助産所の所在地	〒            -		
3 変更種別  該当する項目を○で囲むこと。	(1) 取壊・増築 (助産所の延床面積の増減) (2) 改築 (工事を伴う変更) (3) 用途変更 (工事を伴わない、室の用途のみの変更) (4) 敷地面積及び敷地平面図		
4 延床面積及び敷地面積  全体で記載し、増減がなければ変更前のみ記載すること。	延床面積	変更前	$m^2 ( a )$
		変更面積	$m^2 ( b ) ( 増 \cdot 減 )$
		変更後	$m^2 ( c=a \pm b )$
	敷地面積	変更前	$m^2 ( a )$
		変更面積	$m^2 ( b ) ( 増 \cdot 減 )$
		変更後	$m^2 ( c=a \pm b )$
5 変更の理由			
6 変更予定年月日	年            月            日		

[提出数] 2部 (申請書一式)

[添付書類]

**建物の構造設備・平面図変更**

変更前後それぞれの建物平面図 (A3サイズ 変更前: 青線 変更後: 赤線)

**敷地面積・平面図変更**

変更前後それぞれの敷地面積及び平面図 (A3サイズ 変更前: 青線 変更後: 赤線)

※敷地内構造物の配置図を記載

[注意事項]

- ・入所施設を有する場合、助産所入所施設使用許可申請手続きが必要な場合あり

建物の構造概要（用途・室名・番号等と、平面図の用途等と一致させること）

用途・室名・番号等	変更の種別	主な設備・器具	構造概要 (壁・床・天井材等)
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
変更前	1 取壊・増築		
変更後	2 改築 3 用途変更		
構造設備上の参考事項 ※建物の一部を助産所の用に供していない場合は、その旨が分かるように記載			

建物・敷地の平面図（変更前）

建物・敷地の平面図（変更後）

<注意事項>

- ※1 別紙添付可
- ※2 図面に各室の用途を記載
- ※3 建物の一部を助産所の用に供していない場合は、その旨が分かるように記載
- ※4 変更前を青線、変更後を赤線で囲むこと

入所施設に関すること

入所室一覧 (変更前)							
階 別	図面上の室名	床面積 m <sup>2</sup>	採光 面積 m <sup>2</sup>	開放 面積 m <sup>2</sup>	母子数	1母子あ たりの床 面積m <sup>2</sup>	備 考
計	室		(1/7)	(1/20)			
避難階段の構造							
2階以上の階に 入所室を有する場合		屋内直通階段・その他					
3階以上の階に入所室を 有する場合 注1		避難階段 カ所 うち屋内直通階段 カ所、屋外階段 カ所					

<注意事項>

- ※1 床面積は内法で記載し小数点第2位まで記載する (第3位切り捨て)
- ※2 避難階段を2以上設けること (注1に該当する場合)  
但し、屋内の直通階段について、建築基準法に規定する避難階段としての構造を有する場合、その直通階段の数を避難階段の数に算入できる

入所室一覧 (変更後)							
階 別	図面上 の室名	床面積 m <sup>2</sup>	採光 面積 m <sup>2</sup>	開放 面積 m <sup>2</sup>	母子数	1母子あ たりの床 面積m <sup>2</sup>	備 考
計	室		(1/7)	(1/20)			
避難階段の構造							
2階以上の階に 入所室を有する場合		屋内直通階段・その他					
3階以上の階に入所室を 有する場合 注1		避難階段 カ所※ うち屋内直通階段 カ所、屋外階段 カ所					

<注意事項>

※1 床面積は内法で記載し小数点第2位まで記載する (第3位切り捨て)

※2 避難階段を2以上設けること (注1に該当する場合)

但し、屋内の直通階段について、建築基準法に規定する避難階段としての構造を有する場合、その直通階段の数を避難階段の数に算入できる